

東近江市入札心得

(趣旨)

第1条 東近江市の発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務委託並びに物品の供給及び役務の提供の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札を行う場合並びに市が設置する電子入札システムを使用して行う入札その他の取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、東近江市財務規則、入札公告、指名通知書その他法令及び入札条件を示した書面等に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札の基本事項)

第2条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、この心得、設計図書、仕様書、図面、現場説明書等及び指名通知書(以下「設計図書等」という。)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、設計図書等について疑義があるときは、入札日の2日前までに関係職員の説明を求めることができる。ただし、電子入札にあっては、入札日の5日前までとする。

2 入札書は、所要の事項を明記し、所定の箇所に記名押印し、所定する方法により入札箱に投函しなければならない。ただし、電子入札にあっては、電子入札システムの入力画面上において作成し、公告又は通知書に示した時刻までに電子入札システムにより提出するものとする。

3 入札書の記載事項(金額を除く。)について訂正をしたときは、当該訂正箇所に訂正印を押印しなければならない。

4 入札参加者は、入札公告又は指名通知書等で指示があった場合については、入札に際し、入札書記載金額の積算根拠が確認できる書類(積算内訳書)を必ず持参し、入札執行者がこれを求めた場合は、これを提出しなければならない。積算内訳書の確認の結果、次の各号の一に該当した入札は、無効とする。(東近江市財務規則第152条第8号関係)

- (1) 積算内訳書の送信又は提出がない入札
- (2) 入札書記載金額と積算内訳書記載金額が一致していない入札
- (3) 積算内訳書に計算間違い、記載漏れがある入札
- (4) 積算内訳書に商号又は名称の必要事項の記入がない入札
- (5) 積算内訳書の金額に加除訂正がある入札
- (6) 積算内訳書が適当でない入札

5 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

6 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

7 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4に該当する者を入札の代理人とすることができない。

8 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第3条 入札参加者は、入札書を入札箱に投函するまで(電子入札にあっては、電子入札システムにより入札書を提出するまで)は、次の各号に掲げるところによりいつでも入札を

辞退することができる。

- (1) 入札書を入札箱に投函するまでにあつては、入札辞退届を作成し、契約担当者に直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）することにより行う。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投函して行う。
- (3) 電子入札にあつては、入札辞退届を電子入札システムの入力画面上において作成の上、電子入札システムにより提出して行う。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けない。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者の入札意思、入札価格又は入札書その他契約担当者に提出する書類（以下「入札書等」という。）について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札執行者は、次の各号の一に該当する場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- (1) 入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ったと認められるとき。
- (2) 入札参加者が不穩の行動をなすとき。
- (3) 天災地変その他やむを得ない理由があるとき。
- (4) その他入札を公正に執行することができないと入札執行者が判断したとき。

2 入札の辞退等により入札の参加者が1人となるときは、入札執行を取りやめるものとする。ただし、入札参加者が応札する時に入札参加者が2人に達していないことを確認できない入札（電子入札、郵便入札等）においては、この限りでない。

（入札の無効）

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 資格を有しない者又は委任状を提出しない代理人のした入札
- (2) 記名押印を欠く入札（電子入札の場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。ただし、錯誤等によりその瑕疵が比較的軽微なもので、入札参加者の意思が察知されるものは除く。
- (4) 記載事項を訂正し、その訂正印がない入札
- (5) 当該入札に対する同一人の二以上の入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- (7) 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入

札

(8) 予定価格（税抜）が事前に公表されている入札において、当該予定価格（税抜）を超える価格での入札

(9) 金額を訂正した入札

(10) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

（入札の失格）

第7条 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の価格の入札は、失格とする。

（開札）

第8条 開札は、入札会場において入札後直ちに入札参加者立会の上行うものとする。ただし、電子入札による場合は、この限りでない。

（落札者の決定）

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札等）

第10条 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札を行う。ただし、電子入札にあつては、再度入札の該当者に再入札通知書を電子入札システム又はファクシミリにより通知し、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。

2 再度の入札の際には積算内訳書の提出を不要とする。

3 第6条の規定により入札書が無効とされた者又は最低制限価格未満の入札者は、再度入札に参加することができない。

（落札者となるべき者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第11条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。ただし、電子入札にあつては、電子入札システムによりくじ引きを実施し、落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金）

第12条 落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）

の100分の10以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わる担保となる有価証券等を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 契約保証金は、契約の履行を確認した後において還付するものとする。

(契約書の提出)

第13条 落札者は、契約事務担当部局から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して10日以内（東近江市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する市の機関の休日を含む。）に、これを契約事務担当部局に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。ただし、指定期日までに契約書を提出することができない相当の理由がある場合において、あらかじめ契約担当部局の承認を得たときは、この期間を延長することができる。

3 落札者が落札決定から契約締結までの間に、東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたときは、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

(議会の議決を要する契約)

第14条 東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定する議会の議決を要する契約については、東近江市議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立する。

2 前項の規定を適用する契約において、第12条第1項の規定については、同条中「契約書の案の提出と同時に」を「本契約成立までに」に読み替えて適用するものとする。

3 第1項の仮契約の当事者が、入札日から東近江市議会の議決を得る日までに東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。

4 前項の規定により仮契約を解除した場合においては、市は一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立て)

第15条 入札をした者は、入札後、この心得及び設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(その他)

第16条 建設工事の落札者は、原則として当該工事に係る建設業退職金共済事業本部発行の「掛金収納書」を工事請負契約締結時に提出しなければならない。

(随意契約の場合の準用)

第17条 随意契約による場合においても、原則としてこの心得を準用する。ただし、この場合の再度見積りは行わないものとする。